

令和5年度 まちづくり懇談会

《次 第》

1 開 会

2 市長あいさつ

3 市からの情報提供

(1) 資料説明

- ・総合庁舎建設について・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 1
- ・芦別浄水場の更新について・・・・・・・・・・・・ 資料 2
- ・地域公共交通計画について・・・・・・・・・・・・ 資料 3
- ・都市計画マスターplan（立地適正化計画を含む）について・・・ 資料 4
- ・まちづくり条例について・・・・・・・・・・・・ 資料 5

(2) 動画視聴（5分程度）

- ・一般国道452号の進捗状況について

(3) 資料提供

- ・新型コロナウイルス感染症対応について・・・・・・・・ 資料 6
- ・芦別130周年・市制施行70周年記念事業・・・・・・・・ 資料 7
- ・中学校の統合について・・・・・・・・・・・・ 資料 8
- ・市立芦別病院の診療体制について・・・・・・・・ 資料 9

4 市長との意見交換（市政全般）

5 その他

6 閉 会

※会議資料（資料1～資料9）

本日の「まちづくり懇談会」は、現在、芦別市が進める各種取組について説明させていただき、市民の皆さんと情報共有を図るとともに、市長との意見交換を行い、お集まりの皆さんから率直なご意見をいただき、今後の施策展開やまちづくりに反映するため開催するものです。

○荻原市長冒頭あいさつ

(5月15日(月) あえーる緑幸団地集会所にて)

改めまして、こんばんは。コロナもありまして3年ぶりの開催となります。

本日のまちづくり懇談会にあたりましては、大変お忙しい中ご参加いただきありがとうございます。

また日頃から市政の推進はもとより、まちづくりに関しまして格別なご理解ご協力をいただいていることにつきましても厚くお礼申し上げます。

さて、この3年半にわたったコロナ禍もようやく落ち着きが見えております。

今月も8日からは、ご案内のとおり感染症法上2類から季節性インフルエンザと同様の5類に移行となることから徐々に平時に戻りつつありますが、ウイルスそのものが無くなつたわけではありませんので、引き続き感染に備えていく必要があるところです。

その一方で、懸念しております社会経済活動の再活性化について、市といたしましてもできる限りの対応をしていきたいと思っております。

その1つとして、今般食料品等の価格高騰に関しての国の臨時交付金を活用し、市民皆様への生活の応援と市内経済の下支えをするため、令和2年度さらには令和3年度に続き、3回目となります今回は、一人一円相当の商品券を発行する事業を盛り込みました。一般会計補正予算につきましては、5月10日に開かれました臨時市議会で原案どおり可決となったことから、準備を進めさせていただいているところでございます。

本日の懇談会冒頭に司会者からご紹介をさせていただきましたが、新庁舎の建て替えを始めとして、老朽化が進む芦別浄水場の整備の課題につきまして、担当者からご説明をさせていただき、市政全般につきましても皆さんのがんのないご意見を賜りたいと思います。

依然といたしまして、少子高齢化や人口の減少が進む中ではありますが、今年は芦別開拓 130 周年、そして市制施行 70 周年の節目でもあることから、先人の方々が培った芦別の歴史、文化を継承するとともに、市民の皆さんのが愛着と誇りを持ち安心して生活していただけるよう全力で取り組む決意でございます。

本日の懇談会は皆さまのご協力のもと、有意義なものとなりますよう、お願い申し上げ開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

芦別市総合庁舎建設基本構想 概要版(案)

資料 1

1 基本構想の策定にあたって

芦別市総合庁舎は、昭和44年（1969年）に建設され、53年が経過し、建物や設備の老朽化が進んでいるほか、新耐震基準を満たしていないなど、構造的な安全性やハリアフリーの対応が不十分な建物です。そのため、市民の利便性の向上、行政運営の効率化の観点から、第6次芦別市総合計画・芦別市都市計画マスタープランにおいても防災機能が充実した施設として老朽化した芦別市総合計画の整備についても示されています。

このことから、庁舎の建替えについて、令和元年度から芦別市総合建設基本構想の策定に着手し、令和元年12月から開催した「芦別市総合建設基本構想委員会」をはじめ、まちづくり懇談会、市民・芦別高校生徒へのアンケートにおけるご意見や提言を踏まえながら「芦別市総合建設基本構想」を策定しました。

3 新庁舎の導入機能・性能

新庁舎の基本方針及び新庁舎の機能を実現するために、新庁舎が備えるべき機能や性能について整理します。

新たな、次世代の将来的負担の低減に配慮しながら、適正な事業規模において、最大の機能・性能が発揮される庁舎を目指します。

なお、人口減少やICTの進化、環境対策などの変化や市民ニーズを適切に捉え、適宜見直しを行いながら進めます。

2 新庁舎建設の基本方針

新庁舎は、市の将来像を示した第6次芦別市総合計画に掲げる「みんなで築く 豊かで住みよい 人と文化の輝くまち」の実現に向けて、「情報共有」と「市民参加と協働」という2本柱を基本としたまちづくりの拠点として、その役割が発揮できる様々な機能を集約した庁舎となるよう進めていき必要があります。

さらには、公共施設等総合管理計画や耐震改修促進計画など、各施策で定める計画及び方針との関係性のほか、現行庁舎が抱える課題の解決、今後の行政需要に柔軟に対応した効率的な行政運営による市民の利便性・快適性の向上とともに、災害時の防災拠点としての機能強化の実現等を踏まえ、新庁舎建設の基本方針を次のように設定します。

- 1 市民サービスの向上を目指した機能性・効率性の高い庁舎
- 2 すべての市民に開かれた庁舎
- 3 防災拠点機能を備えた庁舎
- 4 市民に親しまれる庁舎
- 5 環境に配慮した庁舎



現在の芦別市総合庁舎

4 新庁舎の機能・性能

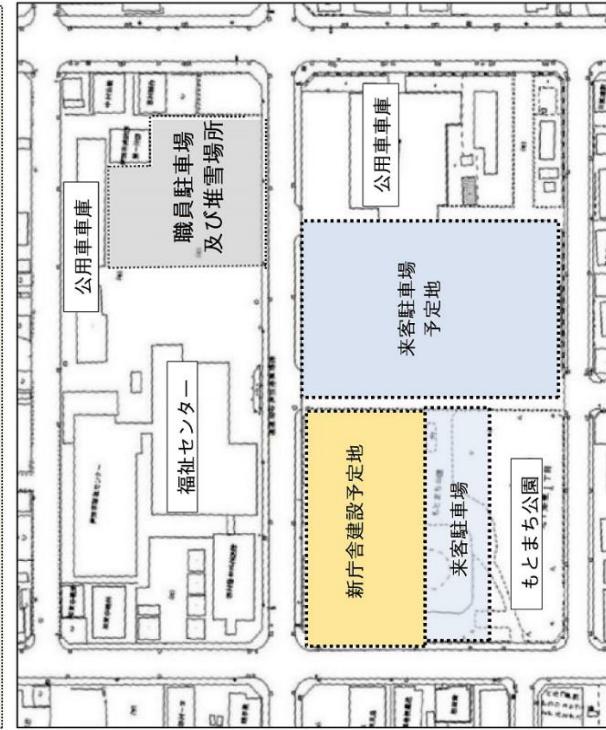
- 基本方針1 市民サービスの向上を目指した機能性・効率性の高い庁舎
- 簡素で分かりやすい窓口の配置
 - 市民の利用が多い窓口を1階用にできるだけ集約し、ワンストップサービス（書かなかい窓口）を目指すほか、プライバシーの確保や感染症対策に配慮した庁舎
 - 社会ニーズに柔軟に対応できる庁舎
 - 市民ニーズの変化、地方分権の流れに伴う行政需要の変化など、将来の社会情勢の変化にも対応可能な柔軟性の高い庁舎
 - 高度情報化社会の進展に對応する庁舎
 - ネットワークや情報システムを活用して行政サービスの向上と行政事務の効率化を図り、将来の更なる情報化・セキュリティ問題等に十分対応できる庁舎
- 基本方針2 すべての市民に開かれた庁舎
- ユニバーサルデザインを取り入れた庁舎
 - 分かりやすいユニバーサルデザインを基本とする庁舎
 - 市民にやさしい庁舎
 - エレベータの配置や段差を解消したバリアフリーの充実が図られた庁舎
 - 市民が主体的に関わる活動ができる庁舎
 - 多様な市民活動を支える機能が充実された庁舎
 - 議場や委員会室も可能な限り多目的に利用できる庁舎
 - 静かな空間が整備された庁舎
 - 気鋭に利用できる休憩スペースを設けるなど、憩い空間を備えた開放感のある庁舎
- 基本方針3 防災拠点機能を備えた庁舎
- 市民の安全・安心な暮らしを守るためにの庁舎
 - 災害に耐えうる構造・強度等が確保され、市民の安全・安心が守られる庁舎
 - 防災情報ネットワーク機能の充実
 - 災害対策本部として情報発信を行うなど、地域防災拠点として速やかに対応できるようなネットワークや情報システムが整備された庁舎
- 基本方針4 市民に親しまれる庁舎
- 市民に親しまれる庁舎
 - イベントスペースを設け、情報発信基地としての役割を持つ庁舎
- 基本方針5 環境に配慮した経済的な庁舎
- 環境との共生に配慮した経済的な庁舎
 - 環境への負荷を低減し、建物のライフサイクルを通じた費用の削減を図った庁舎
 - 環境にやさしい庁舎
 - 省エネルギー対応の設備やエネルギー効率の高いシステムの導入、自然エネルギーを活用した庁舎
 - 周辺環境と調和した庁舎
 - 周辺環境や景観への影響を考慮し、周辺の土地利用や建物と調和した構造や外観の庁舎

4 新庁舎の建設場所

新庁舎の建設場所は、「もとまち公園」とします。
(建設に影響しない緑地は公園として存続します。)

■建設場所の敷地概要

- 所在地：芦別市北1条東1丁目4番地
- 敷地面積：4,495m²のうち約3,000m²（庁舎と駐車場）



5 新庁舎の規模

- 新庁舎の想定延べ床面積
4,800m²～5,100m²程度
- 駐車場の想定面積
約5,500m²
(200台・公用車職員駐車含む)

6 新庁舎建設に係る概算事業費及び財源

〔事業費内訳〕	
概算事業費	事業費内訳
35億円	地方債対象 29億円
〔財源内訳〕	
概算事業費	財源内訳
35億円	(対象事業費×対象面積10%×充当率100%) 地方債(対象事業費×充当率75%)
〔負担額内訳〕	
地方債元金・利子償還額	負担額・交付税額内訳
24.70億円	実質市負担額 22.42億円
※緊急防災・減災事業費は、元利均等償還とし償還期間は30年（うち元金償置5年）。 ※一般単独事業費は、元利均等償還とし償還期間は25年（うち元金償置3年）。 ※地方債利子は2.22億円（借入利率0.675%）で試算。	
2.9億円	交付税措置額 2.28億円
19.57億円	12.53億円

7 事業スケジュール《5年度の予定》

5月	まちづくり懇談会、市民検討委員会
6月	基本計画策定状況報告(市議会・新総合庁舎特別委員会)
8月	基本計画住民説明会・パブリックコメント
9月	基本計画・パブリックコメント報告(市議会・新総合庁舎特別委員会)
11月	基本設計補正予算の提出(9月議会)、基本設計プロポーザル準備
3月	基本設計プロポーザル公募開始
令和4年度	令和5年度
基本構想	令和6年度
基本計画	令和7年度
実施設計	令和8年度
実施設計	令和9年度
積算・調整	令和10年度
積算申請	令和11年度
建設工事	
解体工事	

- ・基本計画は、基本構想に基づいた基本的な考え方方にに基づき、在り方や具体的な施設機能・規模、今後の設計や工事を進めることで基本的な整備方針を示すものです。
 - ・基本計画は、決定された基本計画の条件やアイディアを形にして、イメージやコンセプトをわかりやすく表現したり、具体的な間取りや外観、構造、外部デザインなど基本となる設計図を作成するものです。
 - ・実施設計は、実際に施工するための詳細な設計図を作成し、工事に必要な費用を算出するものです。
- 市民の皆様との意見交換の場として、基本計画策定時に市民説明会やパブリックコメントを行う予定です。
- ・5月～ まちづくり懇談会等住民説明会
 - ・8月 基本計画住民説明会・パブリックコメント
- 今後、事業費コストの縮減に向けた事業手法について、また、本事業は本市において重要な公共事業の一つであることから、地域経済の活性化に繋がるよう具体的な検討を進めます。

芦別浄水場更新基本計画 概要版 (令和5年3月見直し)



[芦別浄水場 更新イメージ]

1 経緯と目的

芦別浄水場は、昭和51年に建設され、47年が経過しており、法定耐用年数には至っていないままで、老朽化が著しい状態にあり、耐震構造にもなっていません。さらに、送水泵ポンプ等の機器は法定耐用年数を大幅に超過していることから、今後、大きな更新費用がかかることが想定されます。このため、浄水場は機器を含めた一體的な更新計画が必要となり、令和3年1月に『芦別浄水場更新基本計画』を策定し、この計画に基づき令和4年度に『芦別浄水場更新基本設計』を実施しました。

2 浄水場更新の必要性と更新方法

芦別浄水場は老朽化が進み、機器等の経過年数も大きいことから、これまでのような部分的な修繕や部品の交換では将来にわたり安定した運転を維持することが困難な状況になっています。

また、耐震性能の不足、空気の濁度上昇や停電等の非常時に対応する能力などの問題も抱えており、これらの問題に対して、今後の給水人口減少を見据え、事業費の縮減も考慮しながら、浄水場を更新することが必要です。

浄水場の更新方式については、技術的可行性や近隣との共通化などを検討するため、①単独更新方式、②耐震化方式、③広域供給方式、④共同化方式の4案を検討した結果、①の芦別市単独で更新することが経済性、維持管理の容易性で優位となりました。

3 更新年度と施設規模

芦別浄水場の更新時期及び規模について、今後20年間の事業費を検討した結果、基本計画では令和9年度に芦別浄水場を更新し給水区域を全て受け持ち、芦別浄水場を休止することと調整や社会情勢による影響によりましたが、令和4年度に実施した基本設計において、関係機関との調整や問題に対応するため、令和11年度に芦別浄水場を更新することとして見直しを行いました。

【検討の条件】

- 現取水口は老朽化が著しいため、全ての案で更新します。
- 芦別浄水場の施設規員は、各検討案の浄水場更新年度で必要な給水量により設定しています。
- 芦別浄水場は休止時期が早ければ、管理が集約されることから、管轄容易性が優位となります。
- 芦別浄水場の休止後は、芦別浄水場、西芦別浄水場、西芦別揚圧ポンプが含まれます。
- 維持管理費には、現・新芦別浄水場、西芦別浄水場、西芦別揚圧ポンプが含まれます。

【芦別浄水場の更新及び規模、芦別浄水場の休止の検討結果（20年間でかかる費用）】

検討案	要	①	②	③
概要	最短日程で芦別浄水場を更新し、同時に芦別浄水場の運転を休止する。	建物の法定耐用年数50年の定耐用年数(40年)で芦別浄水場を更新し、同時に芦別浄水場の運転を休止する。	西芦別浄水場の取水施設の定耐用年数(60年)で芦別浄水場を更新し、同時に芦別浄水場の運転を休止する。	
芦別浄水場更新年	令和11年	令和11年	令和11年	令和21年
芦別浄水場休止年	令和11年	令和11年	令和11年	令和21年
新浄水場施設規模	4,700m ³ /日	3,400m ³ /日	3,000m ³ /日	
更新既存機器費	56億4千万円	56億3千万円	55億7千万円	
維持管理費	9億1千万円	18億8千万円	18億8千万円	
合計	65億5千万円	75億1千万円	74億5千万円	
評価	○	△	△	△
維持管理の容易性	○	△	△	△
総合評価	○	△	△	△

4 建設位置



5 事業スケジュール

整備内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本計画	▲								
基本設計		▲							
実施設計			▲						
工事				▲					
各種手続き					▲				
						▲			
							▲		
								▲	
									▲

※ 基本設計・・・浄水場の構造や機器の配置、備えるべき機能や設備、内外のデザイン等を取りまとめ、新浄水場の全体像を決定しました。(令和4年度実施済み)
実施設計・・・基本設計に基づき、工事施工を考慮したうえ、デザインと技術面の両面にわたつて詳細な図面を作成し、工事に必要な費用を算出します。
各種手続・・・事業認可変更(厚生労働省に浄水場更新に係る審査を受けます。)
水利権変更(国土交通省に空知川の流水使用について審査を受けます。)

現浄水場の問題点		更新基本方針		更新基本計画																																																																																																															
施設・建物本体、機器等の老朽化	耐用年数15年を経過した機器が多く、今後の更新費用が多額になることが想定されます。	割れや剥離など老朽化が著しい状況です。	現在、処理能力の約50%の稼働率となっており、施設の過大性による維持管理の低下が問題となっています。	原水濁度変化への対応	原水濁度変化への対応																																																																																																														
<p>■建設から47年が経過しており、コンクリートのひび割れや剥離など老朽化が著しい状況です。</p> 	<p>■耐用年数15年を経過した機器が多く、今後の更新費用が多額になることが想定されます。</p> <p>■現在、耐用年数15年を経過した機器が多く、今後の更新費用が多額になることが想定されます。</p> <p>■建設から47年が経過しており、コンクリートのひび割れや剥離など老朽化が著しい状況です。</p>	<p>■芦別浄水場の更換を令和9年度から令和11年度に見直します。</p> <p>■現在の「貯水方式」より概算コスト、水管管理、維持管理性等で優位とされた貯水方式とします。</p> <p>■ケーソン式吸溜型無機槽</p>	<p>■芦別浄水場の更換を令和9年度から令和11年度に見直します。</p> <p>■現在の「貯水方式」より概算コスト、水管管理、維持管理性等で優位とされた貯水方式とします。</p> <p>■ケーソン式吸溜型無機槽</p>	<p>1) 安全な水を供給できる浄水場</p> <p>① 将來の人口減に伴う水需要の減少を見据え、安全な水を継続して供給するため、適切な更新方法と施設規模を採用します。</p> <p>② 空知川の水質など様々な変化に対応できる適切な浄水処理方式とします。</p> <p>2) 災害等に強い浄水場</p> <p>① 耐震基準を満たす 地震に強い浄水場を構築します。</p> <p>② 長時間停電が起きる場合を想定した対策を講じます。</p> <p>③ 不法侵入やサイバーテロを未然に防ぐ対策を講じます。</p> <p>3) 環境と人にやさしい浄水場</p> <p>① 周辺環境に配慮したデザインの浄水場とします。</p> <p>② 環境負荷の低減を図ります。</p> <p>③ 子どもや高齢者も安全で快適に社会見学ができる市民に開かれた浄水場とします。</p>	<p>1) 安全な水を供給できる浄水場</p> <p>① 将來の人口減に伴う水需要の減少を見据え、安全な水を継続して供給するため、適切な更新方法と施設規模を採用します。</p> <p>② 空知川の水質など様々な変化に対応できる適切な浄水処理方式とします。</p> <p>2) 災害等に強い浄水場</p> <p>① 耐震基準を満たす 地震に強い浄水場を構築します。</p> <p>② 長時間停電が起きる場合を想定した対策を講じます。</p> <p>③ 不法侵入やサイバーテロを未然に防ぐ対策を講じます。</p> <p>3) 環境と人にやさしい浄水場</p> <p>① 周辺環境に配慮したデザインの浄水場とします。</p> <p>② 環境負荷の低減を図ります。</p> <p>③ 子どもや高齢者も安全で快適に社会見学ができる市民に開かれた浄水場とします。</p>																																																																																																														
<p>■運転率の低下</p>  <p>【リモート監視】</p>	<p>■運転率の低下</p> <p>■現在、処理能力の約50%の稼働率となつており、施設の過大性による維持管理の低下が問題となっています。</p> <p>■運転率(%)</p> <p>実績 予測</p> <p>令和4年度 46.9%</p> <p>令和4年8月19日からの濁度変化</p> <p>最大濁度 648度</p> <p>800 600 400 200 0 濁度(度)</p> <p>800 600 400 200 0 濁度(度)</p> <p>1日目 2日目 3日目 4日目 5日目 6日目 7日目</p>	<p>■運転率の低下</p> <p>※濁度とは、水の濁りの程度を表したもので、濁度100を高濁度の目安としています。</p> <p>■運転性能の不足</p> <p>■濁度6以上での地震に対して耐震性が低いとの判断となりました。</p>	<p>■運転率の低下</p> <p>■運転率(%)</p> <p>実績 予測</p> <p>令和4年度 46.9%</p> <p>令和4年8月19日からの濁度変化</p> <p>最大濁度 648度</p> <p>800 600 400 200 0 濁度(度)</p> <p>800 600 400 200 0 濁度(度)</p> <p>1日目 2日目 3日目 4日目 5日目 6日目 7日目</p>	<p>参考 空知管内9市との水道料金比較(令和5年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>基 本 料 金</th> <th>超 過 料 金</th> <th>例</th> <th>(税込)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>水 量</th> <th>(1m³につき)</th> <th>(15m³/月使用)</th> <th>芦別市の比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芦別市</td> <td>8m³まで</td> <td>1,518円</td> <td>253円</td> <td>3,289円</td> </tr> <tr> <td>岩見沢市</td> <td>7m³まで</td> <td>1,243円</td> <td>238円</td> <td>3,147円</td> </tr> <tr> <td>滝川市・柳川市・歌志内市</td> <td>7m³まで</td> <td>1,576円</td> <td>255円</td> <td>3,616円</td> </tr> <tr> <td>美唄市</td> <td>5m³まで</td> <td>1,144円</td> <td>272円</td> <td>3,861円</td> </tr> <tr> <td>赤平市</td> <td>8m³まで</td> <td>1,865円</td> <td>288円</td> <td>3,881円</td> </tr> <tr> <td>深川市</td> <td>8m³まで</td> <td>2,046円</td> <td>275円</td> <td>3,971円</td> </tr> <tr> <td>三笠市</td> <td>8m³まで</td> <td>2,069円</td> <td>305円</td> <td>4,204円</td> </tr> <tr> <td>夕張市</td> <td>10m³まで</td> <td>3,096円</td> <td>387円</td> <td>5,031円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>153.0%</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	基 本 料 金	超 過 料 金	例	(税込)		水 量	(1m³につき)	(15m³/月使用)	芦別市の比較	芦別市	8m³まで	1,518円	253円	3,289円	岩見沢市	7m³まで	1,243円	238円	3,147円	滝川市・柳川市・歌志内市	7m³まで	1,576円	255円	3,616円	美唄市	5m³まで	1,144円	272円	3,861円	赤平市	8m³まで	1,865円	288円	3,881円	深川市	8m³まで	2,046円	275円	3,971円	三笠市	8m³まで	2,069円	305円	4,204円	夕張市	10m³まで	3,096円	387円	5,031円					153.0%	<p>参考 空知管内9市との水道料金比較(令和5年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>基 本 料 金</th> <th>超 過 料 金</th> <th>例</th> <th>(税込)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>水 量</th> <th>(1m³につき)</th> <th>(15m³/月使用)</th> <th>芦別市の比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芦別市</td> <td>8m³まで</td> <td>1,518円</td> <td>253円</td> <td>3,289円</td> </tr> <tr> <td>岩見沢市</td> <td>7m³まで</td> <td>1,243円</td> <td>238円</td> <td>3,147円</td> </tr> <tr> <td>滝川市・柳川市・歌志内市</td> <td>7m³まで</td> <td>1,576円</td> <td>255円</td> <td>3,616円</td> </tr> <tr> <td>美唄市</td> <td>5m³まで</td> <td>1,144円</td> <td>272円</td> <td>3,861円</td> </tr> <tr> <td>赤平市</td> <td>8m³まで</td> <td>1,865円</td> <td>288円</td> <td>3,881円</td> </tr> <tr> <td>深川市</td> <td>8m³まで</td> <td>2,046円</td> <td>275円</td> <td>3,971円</td> </tr> <tr> <td>三笠市</td> <td>8m³まで</td> <td>2,069円</td> <td>305円</td> <td>4,204円</td> </tr> <tr> <td>夕張市</td> <td>10m³まで</td> <td>3,096円</td> <td>387円</td> <td>5,031円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>153.0%</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	基 本 料 金	超 過 料 金	例	(税込)		水 量	(1m³につき)	(15m³/月使用)	芦別市の比較	芦別市	8m³まで	1,518円	253円	3,289円	岩見沢市	7m³まで	1,243円	238円	3,147円	滝川市・柳川市・歌志内市	7m³まで	1,576円	255円	3,616円	美唄市	5m³まで	1,144円	272円	3,861円	赤平市	8m³まで	1,865円	288円	3,881円	深川市	8m³まで	2,046円	275円	3,971円	三笠市	8m³まで	2,069円	305円	4,204円	夕張市	10m³まで	3,096円	387円	5,031円					153.0%
名 称	基 本 料 金	超 過 料 金	例	(税込)																																																																																																															
	水 量	(1m³につき)	(15m³/月使用)	芦別市の比較																																																																																																															
芦別市	8m³まで	1,518円	253円	3,289円																																																																																																															
岩見沢市	7m³まで	1,243円	238円	3,147円																																																																																																															
滝川市・柳川市・歌志内市	7m³まで	1,576円	255円	3,616円																																																																																																															
美唄市	5m³まで	1,144円	272円	3,861円																																																																																																															
赤平市	8m³まで	1,865円	288円	3,881円																																																																																																															
深川市	8m³まで	2,046円	275円	3,971円																																																																																																															
三笠市	8m³まで	2,069円	305円	4,204円																																																																																																															
夕張市	10m³まで	3,096円	387円	5,031円																																																																																																															
				153.0%																																																																																																															
名 称	基 本 料 金	超 過 料 金	例	(税込)																																																																																																															
	水 量	(1m³につき)	(15m³/月使用)	芦別市の比較																																																																																																															
芦別市	8m³まで	1,518円	253円	3,289円																																																																																																															
岩見沢市	7m³まで	1,243円	238円	3,147円																																																																																																															
滝川市・柳川市・歌志内市	7m³まで	1,576円	255円	3,616円																																																																																																															
美唄市	5m³まで	1,144円	272円	3,861円																																																																																																															
赤平市	8m³まで	1,865円	288円	3,881円																																																																																																															
深川市	8m³まで	2,046円	275円	3,971円																																																																																																															
三笠市	8m³まで	2,069円	305円	4,204円																																																																																																															
夕張市	10m³まで	3,096円	387円	5,031円																																																																																																															
				153.0%																																																																																																															
<p>6 水道料金への影響</p> <p>近年の社会情勢の変化により資材、燃料の高騰による影響や人口減少による総収益の減少など、水道事業の経営環境は大変厳しい状況にあります。今後、更に増加する老朽化施設の更新など多額の費用を要する事業を抱えていることや、水需要の低下に伴い給水収益の減少が見込まれることから、早期の料金改定は避けられない見通しであります。</p> <p>【経営基盤改善の取組み】</p> <p>① 水道管の更新は区域の限定や管径の見直し等による事業費の圧縮を行います。</p> <p>② 國庫補助金を活用した事業を検討します。</p> <p>③ 安定した事業経営の確保を行つため、適正な料金体系を検討します。</p> <p>④ 維持管理の民間委託など様々な手法の導入を検討します。</p> <p>⑤ 薬品購入などコスト削減による経費の削減を検討します。</p>	<p>6 水道料金への影響</p> <p>近年の社会情勢の変化により資材、燃料の高騰による影響や人口減少による総収益の減少など、水道事業の経営環境は大変厳しい状況にあります。今後、更に増加する老朽化施設の更新など多額の費用を要する事業を抱えていることや、水需要の低下に伴い給水収益の減少が見込まれることから、早期の料金改定は避けられない見通しであります。</p> <p>【経営基盤改善の取組み】</p> <p>① 水道管の更新は区域の限定や管径の見直し等による事業費の圧縮を行います。</p> <p>② 國庫補助金を活用した事業を検討します。</p> <p>③ 安定した事業経営の確保を行つため、適正な料金体系を検討します。</p> <p>④ 維持管理の民間委託など様々な手法の導入を検討します。</p> <p>⑤ 薬品購入などコスト削減による経費の削減を検討します。</p>	<p>お問い合わせ先</p> <p>芦別市上下水道課</p> <p>TEL (0124) 27-7583</p> <p>E-mail ijshisetsu@city.asahibetsu.hokkaido.jp</p>	<p>なお、今後の具体的な料金改定の考え方は、今年度内を目途に改めてお示しいたします。</p>																																																																																																																

計画概要

芦別市地域公共交通計画 【ダイジェスト版】

《計画期間：令和5年度～令和14年度》

【公共交通の将来像】

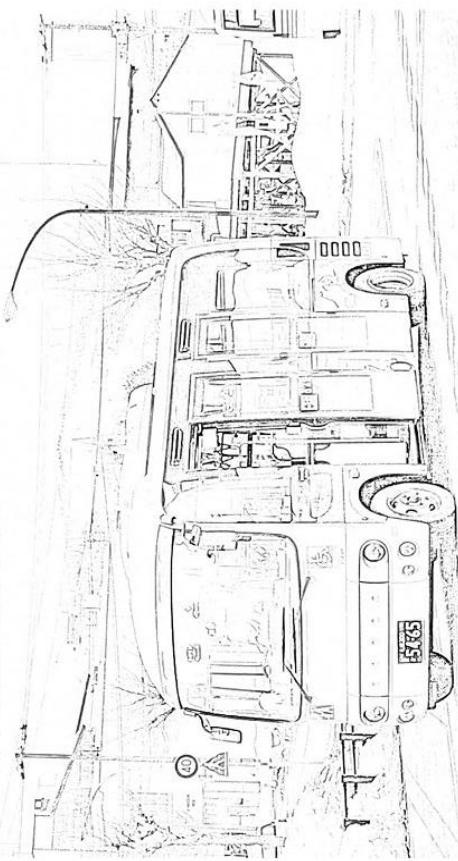
『地域の輸送資源を総動員した
持続可能な公共交通の実現』

【基本方針】

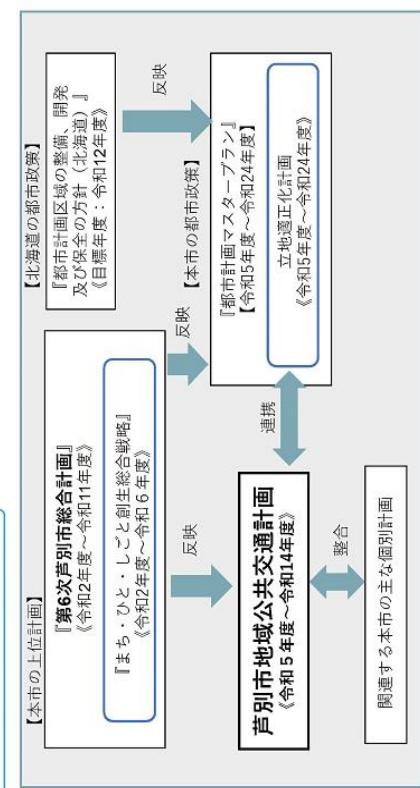
1 利用者との協働による移動手段の確保

2 公共交通を維持する仕組みの構築

3 公共交通の利用促進



公共交通計画の位置付け



資料 3

公共交通における「移動」は、地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしがやすい地域づくりや、個性・活力のある地域の振興を図る上で欠かせない手段の一つです。しかししながら、近年の人口減少の本格化、高齢者の運転免許の増加、公共交通の維持は容易深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、公共交通は容易でない状況となっています。このことから、地域住民の足となる公共交通について、本市における課題や問題点などの実情を把握しながら、持続可能な移動手段の確保を実現していくため「芦別市地域公共交通計画」を策定します。

基本方針 1 利用者との協働による移動手段の確保

豊かで住みよいまちを形成するに当たり、誰でも移動手段を有することは当然の条件となります。しかしながら、中には「運転免許証は保有しているが自動車を所有していない」、「運転免許証を保有していない」、「もともと運転免許証を所有していることも現状です。」等の理由により、移動手段が困難な方がいることがあります。そのため、移動手段となるIRやバス等の従来の公共交通で市全域をカバーできれば良いのですが、利用者の減少による減便や運転手不足などの課題から十分に整備できない状況にあるほか、個別ニーズの多様化や財政状況により、それらの対応は難しくなっています。このような現状であっても、市民、事業者及び行政が一体となり、協働により公共交通を確保することができるよう「利用者の協働による移動手段の確保」を進めています。

実施方針 1 交通不便地域への対応

- 1-1 自家用有償旅客運送導入に向けた取組
- 2-1 高齢ドライバーによる事故防止への取組
- 1-2 タクシー事業者への補助制度の整備
- 2-2 保健・福祉分野間との連携

実施方針 2 高齢者等交通弱者のケア

実施方針 3 交通不便地域への対応

芦別市地域公共交通会議

評価指標

【基本方針1】利用者との協働による移動手段の確保

実施方針	評価指標	現状値	目標値
① 交通不便地域への対応	自家用有償旅客運送の導入地区数 (累計)	0地区	1地区
② 高齢者等交通弱者のケア	② 運賃免許証の自主返納者数（単年）	56人	49人

【基本方針2】公共交通を維持する仕組みの構築

実施方針	評価指標	現状値	目標値
③ 交通需要の変化への対応	③ キラキラバスの利用者数（単年）	61,771人	45,895人
④ 近隣自治体との連携	④ 地域間バス（違う路線）におけるバス停「芦別駅前」の1便当たり平均乗車人数（単年）	6.2人	4.6人

【基本方針3】公共交通の利用促進

実施方針	評価指標	現状値	目標値
⑤ ソフト事業の実施	⑤ 「広報あしひつ」などへの掲載記事数（単年）	1件	2件

評価方法

芦別市地域公共交通計画 評価方法・評価方法

芦別市地域公共交通計画 基本方針・実施方針

基本方針2 公共交通を維持する仕組みの構築

実施方針4 近隣自治体との連携

- 3-1 路線バスのルート・バス停・ダイヤ・運賃等の改正
- 4-1 芦別～旭川間の交通環境の改善（デマンド型タクシー）
- 4-2 各種公共交通機関との連携強化（JR根室線、高速バス、地域間バス）

実施方針3 交通需要の変化への対応

- 3-2 居住誘導区域内における公共交通網の整備
- 3-3 デマンド交通の導入に向けた取組
- 3-4 多様な輸送手段による連携（路線バス、タクシー、スクールバス等）

基本方針3 公共交通の利用促進

実施方針4 近隣自治体との連携

- 3-1 路線バスのルート・バス停・ダイヤ・運賃等の改正
- 4-1 芦別～旭川間の交通環境の改善（デマンド型タクシー）
- 4-2 各種公共交通機関との連携強化（JR根室線、高速バス、地域間バス）

実施方針5 ソフト事業の実施

- 5-1 公共交通開運記事の広報誌等による周知
- 5-2 地域・企業・学校等と連携したモビリティ・マネジメント
- 5-3 利便性の向上に向けた取組

評価指標

【基本方針1】利用者との協働による移動手段の確保

実施方針	評価指標	現状値	目標値
① 交通不便地域への対応	自家用有償旅客運送の導入地区数 (累計)	0地区	1地区
② 高齢者等交通弱者のケア	② 運賃免許証の自主返納者数（単年）	56人	49人

【基本方針2】公共交通を維持する仕組みの構築

実施方針	評価指標	現状値	目標値
③ 交通需要の変化への対応	③ キラキラバスの利用者数（単年）	61,771人	45,895人
④ 近隣自治体との連携	④ 地域間バス（違う路線）におけるバス停「芦別駅前」の1便当たり平均乗車人数（単年）	6.2人	4.6人

【基本方針3】公共交通の利用促進

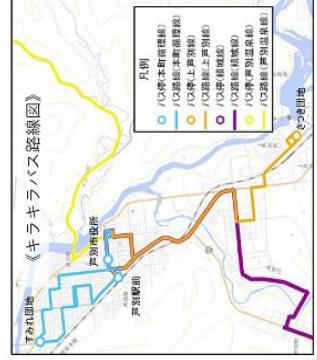
実施方針	評価指標	現状値	目標値
⑤ ソフト事業の実施	⑤ 「広報あしひつ」などへの掲載記事数（単年）	1件	2件

評価方法

芦別市地域公共交通計画 評価方法・評価方法

芦別市地域公共交通計画 基本方針・実施方針





芦別市地域公共交通計画

編集・発行/北海道芦別市
住所:〒075-8711 北海道芦別市北1条東1丁目3番地
TEL : 0124-22-2111
FAX : 0124-22-9696



芦別市都市計画マスター プラン

<概要版>

計画期間：令和5年度～令和24年度



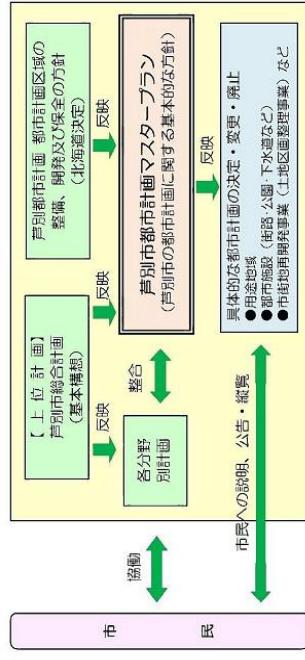
芦別市都市計画マスター プラン 地域別構想・整備方針

【将来像】
みんなで築く 豊かで住みよい 人と文化の輝くまち

【まちづくりの目標】

- 豊かな自然の保全と活用を目指します。
- 都市の記憶の継承と展開を目指します。
- 芦別のイメージ強化を目指します。
- 市民が安心して住み続けられる利便性の高い住環境づくりを目指します。

都市計画マスター プランの目的と役割



「芦別市都市計画マスター プラン」は、都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市町村が創意工夫のもとに市民の意見を反映させて、都市計画区域を有する市町村が将来方向や地域別の都市計画の方針を総合的に定める計画として、都市計画区域を有する市町村で策定が義務付けられた計画です。

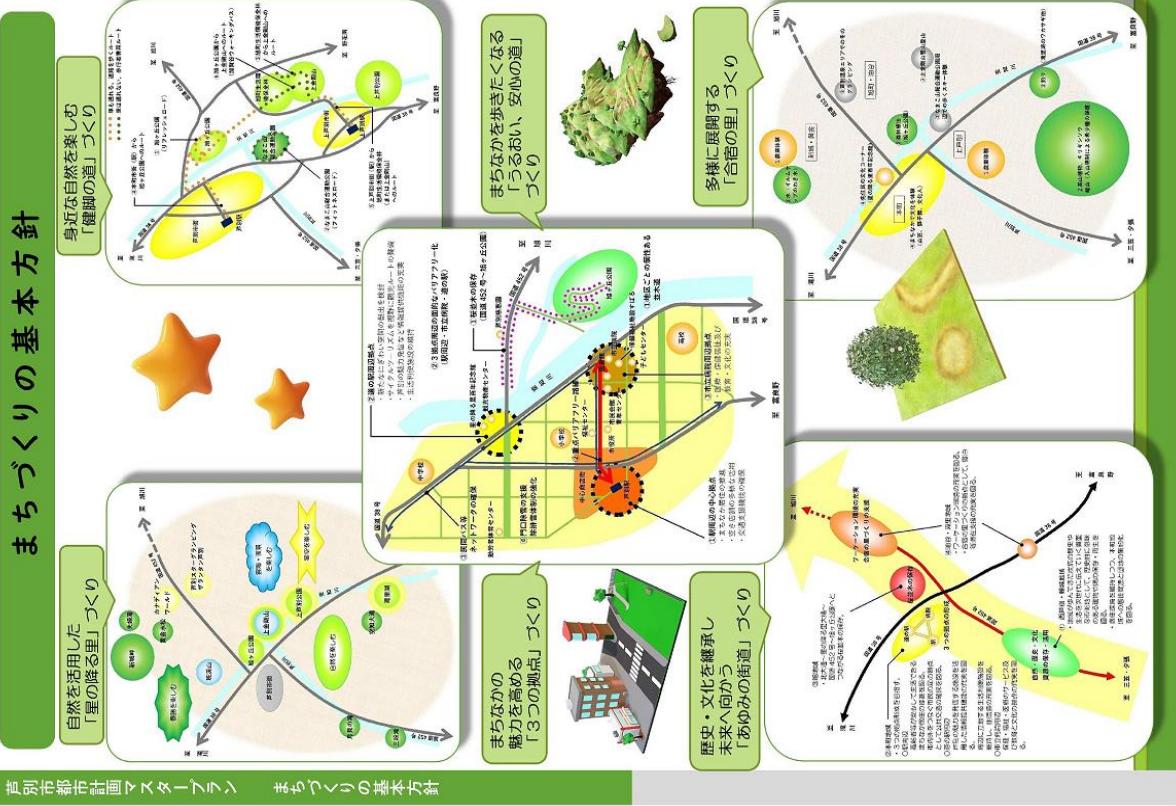
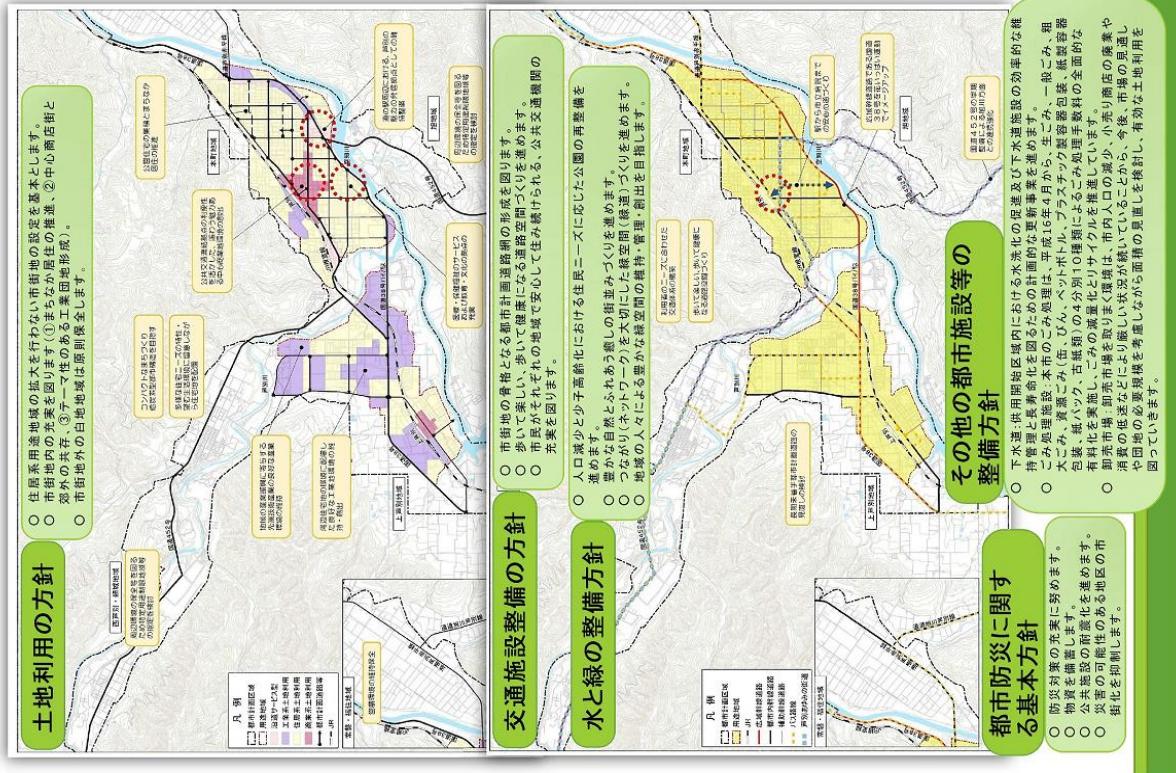
都市計画マスター プラン見直しの背景

我が国の社会経済環境は大きく変わりつつあります。少子高齢化、国際化、高度情報化が著しく進展し、地球環境保全意識が高まり、物の豊かさから心の豊かさ、癒しが希求される時代となっています。
都市計画においては、令和元年には北海道が定める「区域マスク」の見直しと、令和2年には上位計画である「芦別市総合計画」の改定が行われたところです。
現在の「芦別市都市計画マスター プラン」は、令和5年を目標に取り組んできたところですが、新たに概ね20年後の令和24年を目標として、上位計画との整合性を図るための見直しが必要となりました。

西芦別
頬城地域

整備目標
土地利用や本町地域への居住促進と団地の集約化
→交通安全確保→安全安心なまちづくり
→水と緑(上芦別公園)と山(山上金剛山)にいかれたうるおいのあるまちづくり
地域らしさ
→地域産業が充実するまちづくり

**将来像:歴史を大切にした
安らぎあふれる地域づくり**



誘導施設の設定

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導し、居住者の共同の福祉や利便性の向上が図れる、行政、教育、文化、医療、福祉、商業などの都市機能増進施設です。
設定された都市機能誘導区域内には、対象となる誘導施設が立地しており、地区の生活利便性を確保するため維持し続ける施設については、都市機能誘導区域外への立地の抑制を図るために設定します。

都市機能	都市機能増進施設（誘導施設）	誘導方針で位置付けた施設
介護・福祉機能	・総合福祉センター ・入所施設、通所施設、訪問施設	○
医療機能	・病院・診療所	○
子育て機能	・子育て支援センター、幼・保・学童施設 ・小・中学校	○
行政機能	・市役所	○
商業機能	・スーパー（食品）、スーパーバー（専門） ・コンビニエンスストア	○
スポーツ・リクリエーション機能	・なまこ山総合体育館 ・労働者体育センター、青年センター	○
教育・文化機能	・市民会館、図書館、百年記念館 ・高校	○
交通連絡拠点機能	・JR駅舎	○

誘導施策

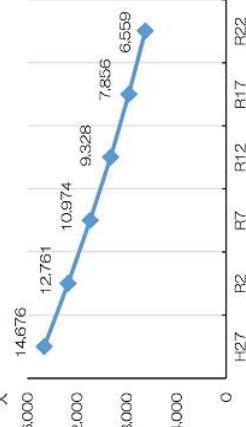
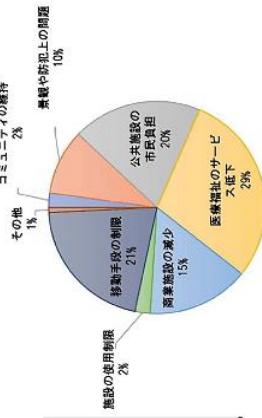
居住・都市機能を誘導するにあたり、本市の既存施策の活用のほか、ハード・ソフトの両面から総合的に検討し、各種施策に取り組みます。	居住に関する誘導施策	都市機能誘導区域における誘導施策
・市営住宅等の集約化と長寿命化	・公共施設の集約による複合化	・市営施設の運営・維持
・空き地・空き家の有効活用	・戸別隔離及び道の駆除周辺の観点形成	・公共交通の運営
・公共交通の確保	・近隣都市の都市機能との連携	・高齢者等に利便性の良い移動手段の確保
・低未利用地の適正管理と有効活用	・国等の支援策を活用した機能誘導	・各観点を結ぶ公共交通の運行

評価指標の設定と評価方法

施策効果の観点から評価指標は3項目とします。

評価指標	現在値 (令和4年)	中間目標値 (令和14年)	目標値 (令和24年)
居住誘導区域の人口密度	14.8人/ha	14.8人/ha	14.8人/ha
居住誘導区域内における公営住宅の入居割合	66.4%	73.2%	80%
都市機能数	8機能	8機能	8機能

【今後生活する上の不安】

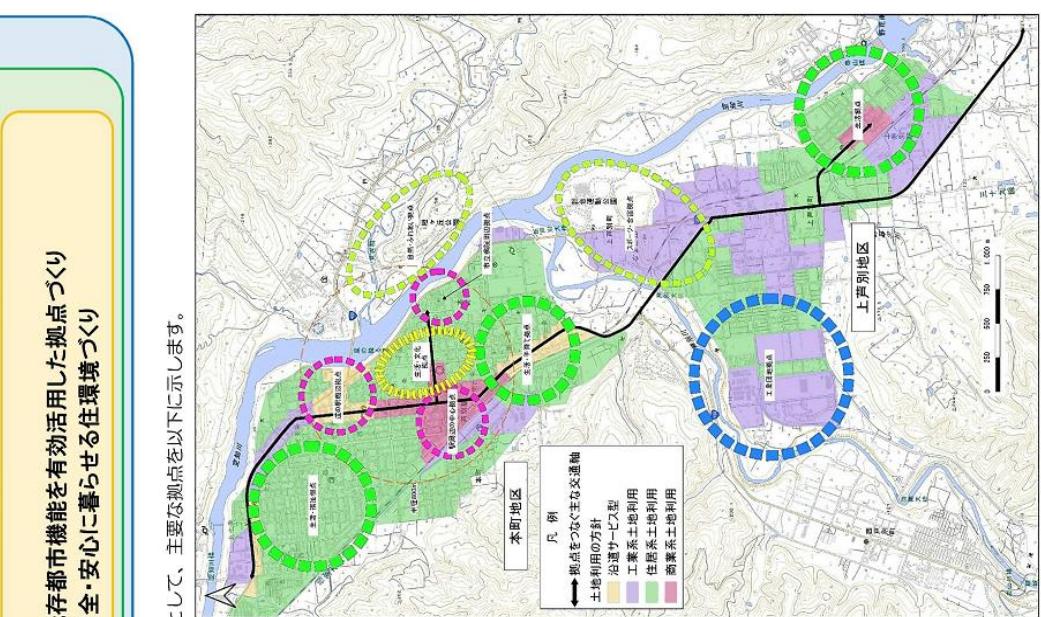
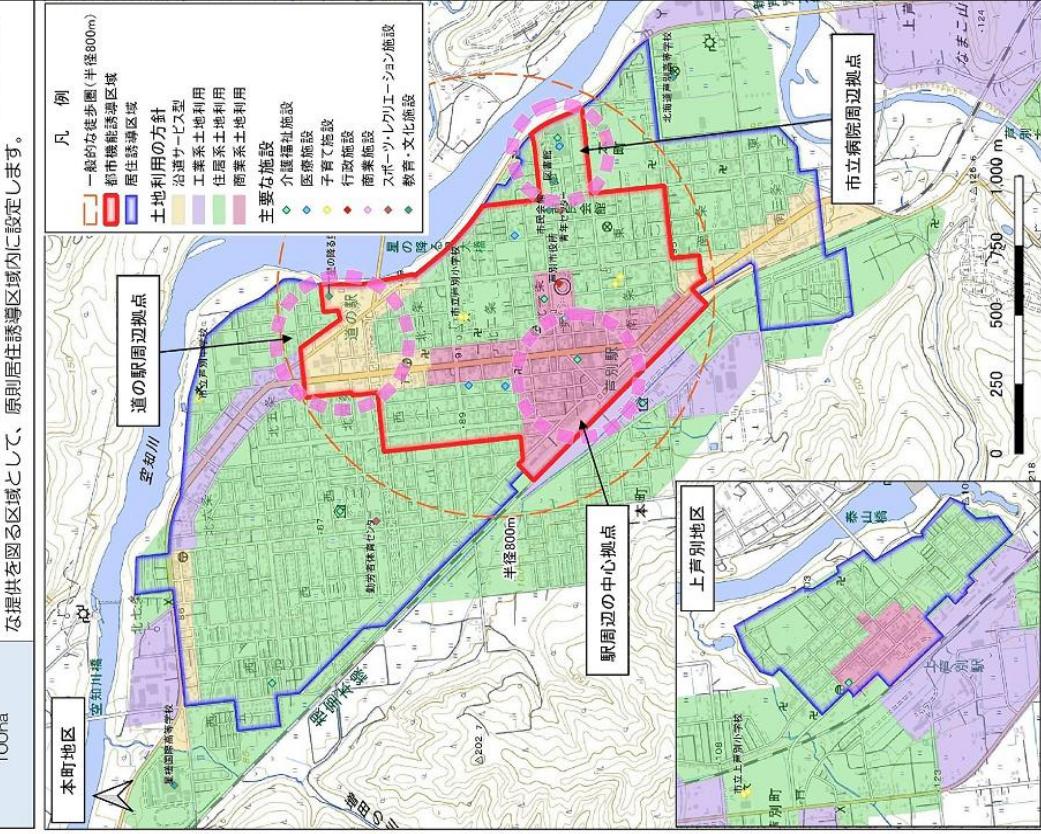


※ 第6次芦別市総合計画の人口目標

立地適正化に関する基本的な方針

【都市計画マスタープランの将来都市像】
みんなで築く、豊かで住みよい、人と文化の輝くまち

【計画の基本コンセプト】
既存ストックを有効活用した拠点づくり
・既存都市機能を有効活用した拠点づくり
・安全・安心に暮らせる住環境づくり



本市の目標とする将来の都市構造として、主要な拠点を以下に示します。

分類	拠 点
サービス拠点	道の駅周辺拠点 芦別駅を中心拠点
市立病院周辺拠点	市立病院周辺拠点
公共施設	生活・文化拠点 生活・福祉拠点 生活・子育て拠点 生活拠点
産業拠点	工業団地拠点 スポーツ・レクリエーション拠点 合宿拠点

まちづくり基本条例の見直しについて

「情報共有」と「市民参加と協働」による自主・自立を進めるまちづくり

芦別市では、平成20年10月から「芦別市まちづくり基本条例」を施行し、まちづくりを進めるうえでの基本的なルールを定め、市民・議会・市の協働によるまちづくりを目指しています。市民一人ひとりがまちづくりの主役となって、それぞれの役割を分担したうえで、「情報共有」と「市民参加と協働」という2つの柱を基本としてまちづくりを進めます。

なお、本条例は「守り育てる条例」とし、5年ごとに条例の見直しが必要か市民の皆さんからご意見をいただくため、パブリックコメント等を実施しています。

第6次芦別市総合計画に掲げる目指すまちの将来像

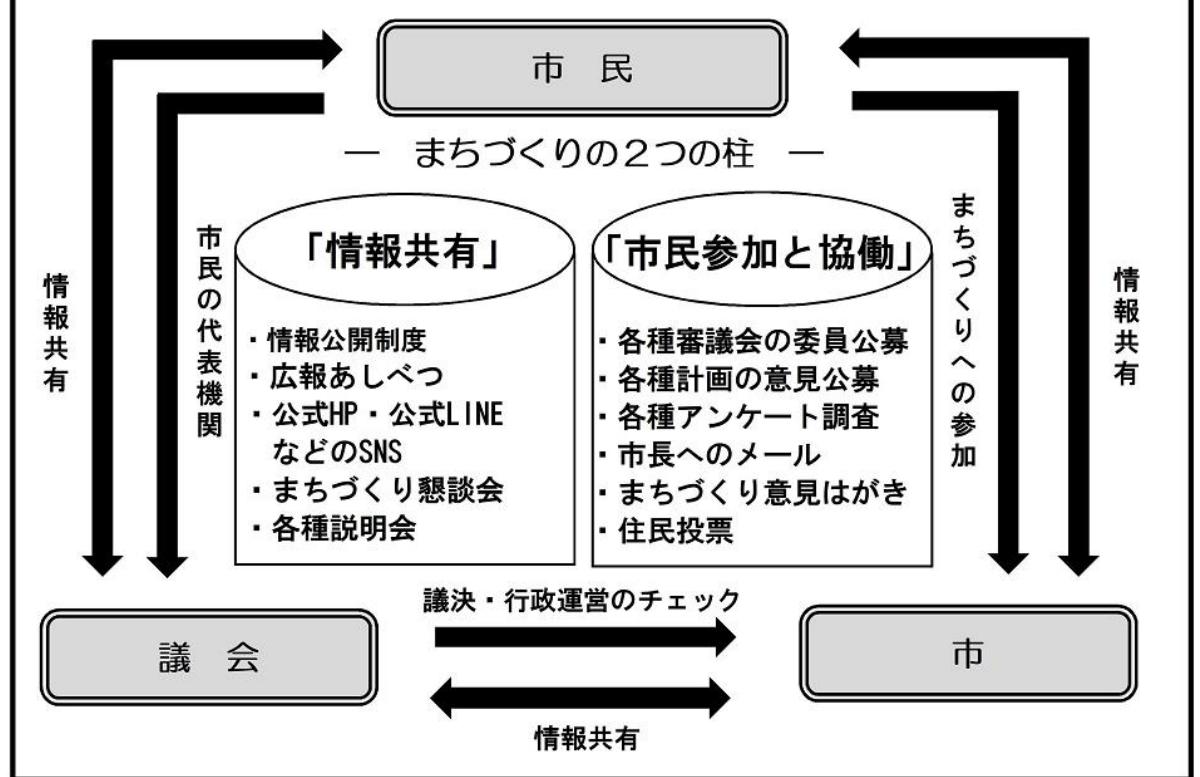
みんなで築く 豊かで住みよい 人と文化の輝くまち

— 実現に向けた5つの基本目標 —

- ① 市民とともに歩む協働のまち
- ② 豊かな自然と共生する安全・安心なまち
- ③ 地域の資源や特性を活かした産業が伸展するまち
- ④ ひとに優しい、ふれあいと温もりのあるまち
- ⑤ 地域とともに、学ぶよろこびを実感できるまち



まちづくりの基本的な考え方イメージ図



【参考】

■各種審議会等における公募委員の状況

【令和5年4月1日現在】

審議会等の名称		委員の委嘱期間	公募委員の定数	公募委員数
1	子ども・子育て会議	令和4年7月～令和6年6月	2人	0人
2	行政不服審査会	令和4年7月～令和6年7月	1人	1人
3	学校給食センター運営委員会	委嘱の日～令和6年5月	2人	0人
4	いじめ問題対策連絡協議会	令和4年8月～令和6年7月	2人	0人
5	障がい者計画等推進協議会	令和4年8月～令和6年7月	2人	1人
6	情報公開・個人情報保護審査会	令和4年11月～令和6年11月	1人	1人
7	公務災害補償等認定委員会	令和4年11月～令和7年10月	2人	2人
8	行政改革推進委員会	令和4年11月～令和6年10月	4人	2人
9	まちづくり推進事業委員会	令和5年4月～令和7年3月	2人	2人
10	環境審議会	令和3年11月～令和5年10月	6人	4人
11	都市計画審議会	令和3年8月～令和5年7月	2人	0人
12	国民健康保険運営協議会	令和3年1月～令和6年12月	1人	1人
13	図書館協議会	令和4年6月～令和6年5月	2人	2人
14	文化財保護審議会	令和4年5月～令和6年4月	1人	1人
15	社会教育委員会	令和4年6月～令和6年5月	1人	1人
16	食育推進会議	令和3年8月～令和5年7月	2人	2人
17	廃棄物減量等推進会議	令和4年6月～令和6年5月	2人	0人

■各計画等における意見公募の状況

年 度	計画等の名称	意見募集期間	意見提出件数	素案修正
平成30年度	芦別市まちづくり基本条例見直し	平成30年5月	0件	—
	芦別市住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画(素案)	平成31年1月から2月	0件	—
令和元年度	第6次芦別市総合計画(第2次素案)	令和元年9月	2件	有
	第2次芦別市環境基本計画(素案)	令和元年12月	15件	有
	第3期芦別市障がい者計画(素案)	令和2年1月	0件	—
	第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画(素案)	令和2年1月	0件	—
	第3次芦別市生涯学習推進計画(素案)	令和2年2月	0件	—
	第2次芦別市男女共同参画推進計画(素案)	令和2年2月	0件	—
	第2期芦別市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)	令和2年2月	1件	有
	芦別市空家等対策計画(素案)	令和2年1月から3月	0件	—
2年度	第6期芦別市障がい福祉計画(素案)	令和3年1月	0件	—
	第8期芦別市高齢者保健福祉計画・芦別市介護保険事業計画(素案)	令和3年1月	0件	—
3年度	芦別市過疎地域持続的発展市町村計画(素案)	令和3年7月から8月	0件	—
4年度	芦別市地域公共交通計画(案)	令和4年11月から12月	2件	有
	芦別市立地適正化計画(案)	令和4年12月から令和5年1月	0件	—
	芦別市都市計画マスタープラン(案)	令和4年12月から令和5年1月	0件	—
	第2次芦別市子どもの読書活動推進計画(素案)	令和5年1月から2月	0件	—

■各年度の委員公募、意見公募の予定は広報あしべつ5月号で周知しています。

☆新型コロナウイルス感染症対応☆

5月8日から新型コロナウイルス感染症は法律上の位置づけが「2類」から季節性インフルエンザ同様の「5類」に移行されました

★5類感染症への移行に伴うポイント★

●症状があるとき・感染したとき

- かかりつけ医、または健康相談センターに相談してください

発熱等の症状があるときは

【2類】 5月7日までは

健康相談センター
陽性者登録センター(無料キット申込)

【5類】 5月8日からは

→ 繼続 ☎ 0120-501-507 24時間
終了

- 療養中の相談先が変わります

体調悪化時の相談先は

陽性者健康サポートセンター

→ 健康相談センター(相談窓口一元化)

参考

療養期間 7日間(推奨)
※症状軽快後24時間経過

参考
療養期間 5日間(推奨)
参考
※症状軽快後24時間経過

- 検査や医療費は自己負担が生じます

検査・医療費は

無料 ※初診料除く

→ 自己負担有り

●基本的な感染対策は

- 個人や事業者の判断が基本となります

○手洗い等の手指衛生
○十分な換気
○三密回避
○人との距離確保

→ ・引き続き、手洗い等の手指衛生や換気は感染対策に有効
・流行期において高齢者等は混雑した場所を避けること等が有効

事 業 者	・入場時の検温
	・入口での消毒液の設置
・アクリル板など パーティションの設置	

→ ・効果等を踏まえ事業者が判断

●抗原検査は

- 症状がある場合は医療機関を受診してください

- 症状がない場合は

一の薬局で抗原検査 (無料)
※北海道の事業

→ 無料の抗原検査は終了
有料の抗原検査を実施

一の薬局 ※電話予約が必要

●新型コロナウイルスに関するお問い合わせは

芦別市役所 市民福祉部 健康推進課 保健予防係 ☎ 0124-27-7831

12歳以上の新型コロナワクチン接種のお知らせ



✿ 令和5年 春開始接種の接種日程等 ✿

無料

初回（1・2回目）接種を完了した方で、前回接種した日から3か月以上経過すれば、新型コロナワクチンを接種できます。

期 間： 5月8日（月）～ 8月31日（木）

対象者： 初回接種（1・2回目）を完了した次の方↓

- ・ 65歳以上の方（接種日現在）
- ・ 医療従事者、介護・障害者施設等従事者（接種日現在）
- ・ 64歳以下で基礎疾患等を有する方※（接種日現在）

※ 今回は事前の基礎疾患の調査は行いません。

- ◆ オミクロン株対応ワクチンをすでに1回接種した方には、新しい予診票（接種券）を年齢の高い順に5月末頃までに順次発送いたします。
- ◆ オミクロン株対応ワクチン接種を受けておらず、3回目から5回目の予診票（接種券）をまだお持ちの方は、その券を使用してください。
- ◆ 原則、前回接種した会場もしくは医療機関で接種してください。



■集団接種（芦別市総合福祉センター別館2階ふれあいホール）

日 程		受付時間	使用ワクチン	予約締切	
5月	5月20日（土）		オミクロン株対応 2価ワクチン (モデルナ社製)	5/18（木）17:00	
	5月21日（日）			5/18（木）17:00	
6月	6月 4日（日）	8:45～11:45 13:00～16:45 (15分毎の予約です)		6/ 1（木）17:00	
	6月10日（土）			6/ 8（木）17:00	
	6月11日（日）			6/ 8（木）17:00	
	6月17日（土）			6/15（木）17:00	
	6月24日（土）			6/22（木）17:00	
	6月25日（日）			6/22（木）17:00	

※現在のところ、集団接種は上記日程で終了し、6月26日以降は個別接種のみとなる予定です。

※予約が埋まっている場合、キャンセル発生により予約可能となる場合があります。

■個別接種 直接医療機関へご予約ください。

使用ワクチン：ファイザー社製またはモデルナ社製のオミクロン株対応2価ワクチン

医療機関	予約方法	電話番号
野口病院	来院(窓口)予約のみ、お薬手帳持参	(0124) 22-2032
橋本内科医院	来院(窓口)・電話での予約	(0124) 22-3291
勤医協芦別平和診療所	来院(窓口)・電話での予約	(0124) 22-2685

■接種日時を指定している方（昭和33年3月31日以前生まれの方）

集団接種会場または野口病院のご案内の方でオミクロン株対応ワクチンを接種している昭和33年3月31日以前に生まれた方は、あらかじめ日時を指定しているため予約不要です。詳細は送付された案内文をご覧ください。

✿ 令和5年 秋開始接種の接種日程等 ✿

無料

9月以降【令和5年秋開始接種】は、令和5年春開始接種を受けた方も含め、初回接種（1・2回目）を完了したすべての方が接種対象になります。使用するワクチンは未定です。

芦別130周年・市制施行70周年記念実施予定事業

資料 7

番号	事業名	日時・場所	事業概要	備考
1	記念式典	令和5年10月29日（日） 午後1時30分 市民会館大ホール	功労者・善行者表彰 標語の表彰 市民団体によるアトラクション	表彰対象者は市政功労または善行者表彰と国及び道の上位表彰双方を受賞したもの
2	記念講演会	令和5年10月29日（日） 市民会館大ホール	周年記念講演会	講師 本市出身の「手嶋龍一」氏
3	NHKのど自慢	令和5年5月28日（日） 午前11時50分 市民会館大ホール	NHK公開番組	放送は12時15分～
4	夏季巡回ラジオ体操・みんなの体操会	令和5年7月25日（火） 午前6時00分 なまこ山総合運動公園	NHKラジオ生放送	
5	記念標語の募集・表彰	表彰については記念式典で行う	今後、テーマを決めて市内小中学校に募集する	
6	タイムカプセルの発掘・資料公開	・開封セレモニー 令和5年8月11日（金） 百年記念館 ・特別展 令和5年10月4日（水） ～11月2日（木） 百年記念館多目的ホール	50年前に埋設されたタイムカプセルの発掘（発掘の様子については安全面を考慮し非公開）収納品は記念館で特別展として公開	収納品の一部は式典当日の会場にも展示する
7	新たなタイムカプセルの設置	保存セレモニー 令和5年9月2日（土） 百年記念館多目的ホール	市内小中学生等から未来への手紙や絵画等を募集し、20年間保存する	新たなタイムカプセルは百年記念館で保存
8	「あしひつスター☆マラニック」の開催	令和5年9月3日（日） 午前10時スタート 芦別温泉スターイトホテル→黄金方面（カナディアンワールド内等） →焼肉ガーデン	「あしひつスター☆マラニック」の開催（ショート、ミドル、ロングコースを用意）	
9	「あしひつの歩み」動画の作成	記念式典で上映	芦別の歴史についての動画作成（8分程度）	
10	応援大使関係事業	未定	未定	
11	北海道警察音楽隊演奏会事業	令和5年9月9日（土） 午後1時30分 市民会館大ホール	秋の交通安全運動決起集会に合わせて開催	開始時間については予定
12	「おもちぽんの原画展」開催事業	10月から1か月程度 図書館	芦別出身の絵本作家「矢代麻里子」氏の原画展の開催	開催時期は予定

※ 上記事業については未定の部分があるため、詳細が決まり次第隨時「広報あしひつ」及び「市公式ホームページ」、「市公式LINE」でお知らせいたします。

中学校の統合について

教育委員会では、児童生徒数が減少していることを踏まえ、次代を担う児童生徒の健全育成に向けて、より良い教育環境を確保することを目的として「芦別市立小中学校の配置基準」の見直しを行い、小学校については当面、現在の2校体制を維持することとし、中学校については現在の2校から1校に統合することを決定しました。

中学校の統合時期については、令和3年度に、啓成中学校区、芦別中学校区ごとに開催した保護者や地域の皆さんとの説明会を経て、令和6年4月1日としました。

また、令和4年5月16日に、中学校の統合を円滑に進めるとともに、統合による教育環境の整備と教育の充実を図るため、各小中学校のPTA会長及び校長、各中学校区の学校運営協議会委員、青少年育成連絡協議会委員で構成された「芦別市立中学校統合準備委員会」を設置し、以降、令和5年2月21日まで5回にわたって、統合準備委員会を開催し、学校名、使用する校舎、めざす生徒像、部活動等について議論を重ね、決定をしたところです。

令和5年度については、統合準備委員会で決定した内容を踏まえ具体的な取組の実践に向け、中学校間で協議をするとともに、両小学校間・両中学校間の児童・生徒による交流を深める取組を実施するほか、教育委員会においては、小中学校と連携を図りながら、円滑な統合に向けて取組を進めていきます。

なお、中学校の統合に当たっての取組内容等の詳細については、今後、広報あしべつ、ホームページ等でお知らせする予定です。

【統合準備委員会で決定された主な内容】

- 1 学校名について
「芦別中学校」とします。
- 2 校舎について
芦別中学校の校舎を引き続き使用します。
- 3 校章・校歌について
芦別中学校の校章・校歌を引き続き使用します。
- 4 制服等について
統合時の令和6年度入学生から新しいものに変更します。
なお、制服の選定に当たっては、芦別小学校と上芦別小学校の当時の4年生・5年生の児童とその保護者からの投票を参考として、決定しました。
- 5 部活動について
啓成中学校、芦別中学校の両校に設置されている部活動（バレー・バスケット等）は、統合後も移行します。
- 6 統合後の中学校通学のためのスクールバスの運行路線は、既存の常磐線、新城線、野花南線、西芦別線の4路線に加え、新たに（仮称）上芦別東線、（仮称）上芦別西線の6路線とします。
- 7 めざす生徒像
本市の未来を担う中学生を育んでいくための新たな指針として、市民アンケートを行い、新しい中学校としての「めざす生徒像」を選定しました（※裏面に記載のとおり）。

星の降る里あしべつの未来を創る中学生

これまで、啓成中学校と芦別中学校がそれぞれに培ってきた伝統や歴史、特性を融合し、新しい中学校として「星の降る里あしべつの未来を創る中学生」を育んでいくこととなります。

星の降る里あしべつの未来を創る中学生として、「自分の夢や目標を語れる生徒」とするため、9つのめざす生徒像を定め、新しい中学校として日々の教育活動に取り組んでいきます。

「自分の夢や目標を語れる生徒に」9つのめざす生徒像

明朗な挨拶 明朗な挨拶を交わす生徒	愛と誇り 芦別を愛し、芦別に誇りを持つ生徒	責任と自覚 地域社会の一員であること自覚する生徒
自ら学ぶ 自ら学ぶ生徒	努力 目標に向かって努力する生徒	やりぬく ねばり強く最後までやりぬく生徒
自他を尊重 多様性・個性を尊重でき、仲間を大切にできる生徒	品格 礼儀正しく、協調性と思いやり溢れる生徒	心身たくましく 強くたくましい心と体をめざし、粘り強く取り組む生徒

【中学校統合に関する問い合わせ先】

芦別市教育委員会事務局学務課総務係

TEL 27-7586

FAX 22-9696

E-mail gsoumu@city.ashibetsu.hokkaido.jp

資料 9

外 来 診 療 時 間 割 表 (令 和 5 年 度)

受付時間	午前	8時から 11時30分まで			午後	12時から各診療科の欄に記載の時間まで		
診療時間	午前	8時30分から			午後	各診療科の備考欄を確認してください。		
注 意	「—」は検査や手術などのため休診です。また、上記の時間については、診療科、曜日などによって異なる場合がありますので、各診療科の備考欄も確認してください。							
診療科 内 科	午前	月	火	水	木	金	備 考	
		(1) 羽根田	—	羽根田	—	—	新患・予約外の方は、待ち時間が長くなる場合があります。	
		(2)						
		(3) —	得能	得能	得能	得能		
循環器科	午後	(4) 森谷	—	—	森谷	森谷	受付：12時から16時まで 診療：13時から	
		(1) —	中村	—	中村	—		
		(2)	羽根田	—	羽根田	—		
ペースメーカー専門外来				第2金曜日の午前中のみ（予約のみ）				
外 科	午前 午後		出張医師 (星川医師)	診療日：隔週火曜日			受付：15時まで 午前診療：9時頃から 午後診療：13時30分か	
整形外科 (月曜日)	午後 のみ	出張医師 (砂川市立)					受付：12時から14時30分まで 診療：13時30分から	
整形外科 (水曜日)	午前 午後			出張医師 (斎藤医師)			午前診療：9時30分頃から 午前受付：11時（新患は午前のみで10時30分）まで 午後受付：13時30分まで	
整形外科 (金曜日)	午前 のみ				出張医師 (滝川市立)		診療：9時30分頃から 受付：10時まで	
泌尿器科	午前	新堀	新堀	新堀	新堀	新堀	月、火、水、金曜日の午前受付：11時まで 木曜日の受付：10時まで 月、金曜日の午後診療：14時30分から 午後受付：15時30分ま	
	午後	新堀	—	—	—	新堀		
耳鼻咽喉科	午後 のみ	出張医師 (砂川市立)					受付：15時まで（午前中も受付しています。） 診療：13時30分から	
眼 科	午前 午後		出張医師 (札幌メモリアル眼科)			出張医師 (札幌メモリアル眼科)	診療：9時30分から 受付：15時まで（初診は14時30分まで。また、金曜日の辻陽子医師の受付は11時30分ま	
皮膚科	午前 午後		出張医師 (小玉医師)				受付：15時まで 午前診療：9時頃から 午後診療：13時30分か	
産婦人科	午前 午後	出張医師 (北海道大学)					受付：15時まで 診療：9時30分頃から 妊婦検診：午前中のみ	

※天候によるJRの運休や交通障害のため、出張医師による診療の開始が遅れたり、休診になる場合もありますので、ご承知おき願います。

[問い合わせ先] 市立芦別病院 電話番号 0124-22-2701 (代表)